

第681回兵庫地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記5の要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和7年10月2日(木) 午前9時30分より
- 2 場 所 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー16階 兵庫労働局第3共用会議室
- 3 議 題 兵庫県特定最低賃金の改正に係る審議について 他
- 4 傍聴者 6 名以内
- 5 要 領

- (1) 傍聴希望者は傍聴申込書に必要事項を記入の上、①住所、②氏名、③電話番号、④勤務先又は所属団体、⑤傍聴許可通知書の送付先を入力の上、Eメールにて下記の宛先までお申し込み下さい。

締切日は、令和7年9月30日(火) 必着です。

【郵送宛先】

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階
兵庫労働局労働基準部賃金室

【メール宛先】

兵庫労働局労働基準部賃金室 e-mail: chinginka-hyougokyoku@mhlw.go.jp

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方に対しては、締切日以後、傍聴許可通知書を郵送又はメールにて送付いたしますので、当日はその通知書を持参してください。当選されなかった方につきましては、原則として通知いたしませんのでご了承ください。

- (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められないのでご注意ください。

- (4) 事前にご応募いただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることがわかるものをお持ちください。

6 その他

- 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- 車椅子をお使いになられる方はその旨お申込みの際にお書き添えください。又、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添えください。
- 審議内容・議事の進行状況等により、一部非公開となる場合がございますのでご了承ください。

問い合わせ先 兵庫労働局労働基準部賃金室

TEL 078-367-9154

兵庫地方最低賃金審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 議事の内容により、一部非公開の部分があり、当該時間は会場内で待機して頂く場合があります。また、議事の進行状況等により、一時的な休会時や、その他状況に応じ、傍聴の方には部屋を移動して頂くこともありますのでご了承ください。
- 2 待機時や、休会時にお帰りしていただくことも可能ですが、その際は兵庫労働局職員に一言お声がけいただくようお願いします。
- 3 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 4 兵庫労働局職員の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 5 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 6 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 7 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 8 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 9 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。
- 10 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 11 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 12 その他、会長及び兵庫労働局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為が行われた場合は、退場していただくことがあります。